

議・議案第3号

鶴ヶ島市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年2月20日提出

提出者	鶴ヶ島市議会議員	山中基充
賛成者	鶴ヶ島市議会議員	小川茂
同	同	太田忠芳
同	同	小林ひとみ
同	同	出雲敏太郎
同	同	内野嘉広
同	同	高橋劍二
同	同	大曾根英明

提 案 理 由

刑法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、文言等の整理をしたいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第2条第10項及び第12条第5項の表第38条第1項第1号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。以下同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（有期のものに限る。以下同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。